

平成 28 年度 **第 3 回竹島問題を考える講座**

演 題 「南シナ海仲裁判決と竹島問題」

2016 年 7 月 12 日、国連海洋法条約の関連規定にもとづきフィリピンが要請した仲裁裁判において、仲裁廷は、中国による「九段線」内に「歴史的権利」が存在するなどの主張をしりぞけ、フィリピンの請求をおおむね認める判断を下した。一見すると、領有権問題との関係で劣勢に立たされているフィリピンに有利な判決であることから、日本も、竹島問題についてフィリピンと同様のアプローチをとるべきであるとの主張が散見されるようになっている。

しかし、事はそう単純ではない。本講座では、南シナ海仲裁判決の要旨を紹介し、南シナ海問題と竹島問題との異同や判決が竹島問題に与える影響を、主として国際法の観点から考えてみることにしたい。

講師 中野 徹也 氏

関西大学法学部教授・第 3 期竹島問題研究会委員

日時 平成 28 年 9 月 3 日 [土] 午後 2 時～午後 3 時 30 分
場所 島根県竹島資料室 研修室 (松江市殿町 1 番地 竹島資料室併設)
主催 島根県総務部総務課
定員 60 名 (受講料無料)

【講師紹介】

関西大学法学部専任講師、同准教授を経て、平成 24 年度より現職。専門は国際法。国際法学会、世界法学会会員。著作に「1905 年日本による竹島領土編入措置の法的性格」『関西大学法学論集』第 61 巻第 5 号、浅田正彦編『国際法』(東信堂、2016 年)(分担執筆)、『竹島問題 100 問 100 答』(共著)等。

【お申し込み方法】 申込期限 9 月 2 日 (金)

下記申込書を「竹島資料室」宛に、郵送または FAX でお送りください。
電子メールの場合は「第 3 回竹島問題を考える講座申し込み」と明記の上、名前と電話番号を送信ください。

【申し込み先・問い合わせ先】

島根県総務部総務課 竹島資料室 〒690-8501 松江市殿町 1 番地 県庁舎第 3 分庁舎
[TEL] 0852-22-5669 [FAX] 0852-22-6239 [E-mail] takeshima-shiryō@pref.shimane.lg.jp
[Web 竹島問題研究所 HP] <http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/>

キリトリ

平成 28 年度 第 3 回「竹島問題を考える講座」申込書		
(ふりがな) 名 前		
電話番号		
次回講座案内 (どちらかに○)	不要・要	<送付先> 〒

※提供していただいた個人情報につきましては、考える講座開催のみに利用します。